

2022年5月27日

各位

会社名 いすゞ自動車株式会社
代表者名 取締役社長 片山 正則
(コード：7202、東証プライム)
問合せ先 広報・渉外部長 前田 拓生
(TEL.045-299-9099)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月28日開催の第120回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.変更の理由

- (1) 当社はオフィス環境整備による生産性向上、藤沢工場との近接化による業務効率の向上、グループ企業間の連携強化を主な目的として、2022年5月に東京都品川区から神奈川県横浜市に本社機能を移転いたしました。これに伴い、定款上の本店所在地を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されます。これに備え、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第14条)は、電子提供制度においては不要となるため、これを削除するものであります。
 - ② 変更案第14条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定め、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 上記の新設・削除に伴い、上記の新設・削除の効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2.変更の内容

別紙のとおり。

3.日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月28日(予定)
定款変更の効力発生日 2022年6月28日(予定)

以上

別紙

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更点=下線部)

現行	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 <省略></p> <p>第3条 (本店の所在地)</p> <p> 本社は、本店を<u>東京都品川区</u>に置く。</p> <p>第4条～第5条 <省略></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <省略></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 <省略></p> <p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第15条～第16条 <省略></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第2条 <現行どおり></p> <p>第3条 (本店の所在地)</p> <p> 本社は、本店を<u>神奈川県横浜市</u>に置く。</p> <p>第4条～第5条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第12条～第13条 <現行どおり></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第14条 (電子提供措置等)</p> <p><u>本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第16条 <現行どおり></p>

現行	変更案
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
第17条～第30条 <省略>	第17条～第30条 <現行どおり>
第5章 監査等委員会	第5章 監査等委員会
第31条～第33条 <省略>	第31条～第33条 <現行どおり>
第6章 計算	第6章 計算
第34条～第37条 <省略>	第34条～第37条 <現行どおり>
附則	附則
第1条 <省略>	第1条 <現行どおり>
<u>(新設)</u>	<u>第2条 (電子提供措置等に関する経過措置)</u>
	<u>第120回定時株主総会における決議に基づく定款一部変更前の定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および同定款変更後の定款第14条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u>
	<u>2.前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第120回定時株主総会における決議に基づく定款一部変更前の定款第14条はなお効力を有する。</u>
	<u>3.本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u>

以上